戸田市議会ソーシャルメディア運用ガイドライン

令和５年１１月１７日
戸　田　市　議　会

１　ガイドラインの目的

戸田市議会（以下「議会」という。）は、市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与するため、市民の意思を市政に的確に反映させる責務がある。

そのため、近年有力な媒体の一つとなっているソーシャルメディアを活用し、広く情報提供することにより、市民に議会を身近に感じてもらい、市民の議会への関心と理解を高め、もって開かれた議会の一層の促進を図ることを目的として議会におけるソーシャルメディアを運用するに当たり、適切に情報を発信するために必要な指針を定める。

２　戸田市議会ソーシャルメディアの定義

戸田市議会ソーシャルメディアとは、インターネット上のウェブサービスやスマートフォン用アプリケーションで、戸田市議会議員及び議会事務局職員が情報を発信する伝達媒体をいう。

３　運用主体及び責任者

（１）戸田市議会公式アカウント（以下「公式アカウント」という。）の開設及び運用は、戸田市議会議員及び議会事務局職員が行うものとする。

（２）公式アカウントの運用責任者は議長とする。

４　基本原則

法令遵守はもとより、社会的な常識やマナーに則った議会としての情報発信となるよう以下の点に留意する。

（１）情報を発信する際には、プライバシー権を含む基本的人権、著作権、肖像権等に留意するとともに、誤解を招くことのないよう、正確な記述に努めること。

（２）守秘義務に反しないことはもとより、意思形成過程にある情報の取扱いについてもその旨を明記するなど十分留意すること。

（３）議会から発信された情報は、市民に対して相当の信憑性を与えることを十分認識すること。

（４）一度ネットワーク上に公開された情報を、完全に削除することが困難であることを念頭に置くこと。

（５）次に掲げる情報を発信することを禁止する。また、公式アカウントに対する投稿も

同様とする。

①他者を誹謗中傷又は侮辱する情報

②人種、思想、信条、職業等の差別又は差別を助長させる情報

③違法行為又は違法行為を助長する情報

④信頼性を確保できない情報

⑤職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報

⑥非公開の会議の内容に関する情報

⑦個人の政治活動を目的とする情報

⑧広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とする情報

⑨その他一切の公序良俗に反する情報

（６）第三者の行為が（５）に掲げる禁止情報に該当すると運用管理者が認めた場合、事前に通告することなく、投稿の削除等を行う場合がある。

（７）個別のフォローや返信等は原則行わない。ただし、運用責任者が必要と認めた場合は、この限りではない。

５　撤退

公式アカウントの撤退の判断は、運用責任者である議長が行うこととする。

（１）撤退基準

以下の状況が発生した場合、速やかに公式アカウント運用から撤退すること。

①当初の目的を達成したとき

②継続しても当初の目的が達成されない又は他に意義が見込めないと判断されるとき

③セキュリティ上の脅威など、アカウントの継続により利用者又は議会にとって著しい不利益が生じる事態や可能性があるとき

④公式アカウントとしてのクオリティ（発信内容、発信頻度等）が担保できず、利用者の信頼を損なうことにつながる恐れが高いとき

（２）撤退方法

公式アカウントの運用から撤退する場合は、アカウントを直ちに削除するのではなく、必要と認められる期間、公式アカウント内や議会ホームページにおいてアカウントの停止の周知を行った上で、アカウントを削除する。ただし、公式アカウントの使用に支障が生じると認めるときは、議会ホームページに明記した上で、速やかにアカウントの停止又は削除をするものとする。